

平成29年士幌町議会第2回臨時会

1 議事日程第2号 6月16日(金曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名  
日程番号2 一般質問
- 1 和田 鶴三 議員  
交通弱者のための移動手段について
  - 2 中村 貢 議員  
旧・道の駅施設利用について
  - 3 清水 秀雄 議員  
教育勅語を教材として用いることについて
  - 4 大西 米明 議員  
美濃市との交流について
- 日程番号3 議案第3号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案  
日程番号4 議案第4号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
日程番号5 議案第5号 十勝環境複合事務組合理約の変更について  
日程番号6 議案第6号 十勝環境複合事務組合の解散について  
日程番号7 議案第7号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について  
日程番号8 議案第8号 十勝圏複合事務組合理約の変更について  
日程番号9 議案第9号 辺地総合整備計画の策定について

2 出席議員(12名)

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 細井 文次  | 2番 和田 鶴三  | 3番 秋間 紘一 | 5番 河口 和吉  |
| 6番 清水 秀雄  | 7番 飯島 勝   | 8番 出村 寛  | 9番 森本 真隆  |
| 10番 大西 米明 | 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |
- (※6番 清水 秀雄議員は、遅延出席)

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- |        |       |     |       |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長     | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 |     |       |

5 町長の委任を受けて出席した者

- |        |       |             |       |
|--------|-------|-------------|-------|
| 副町長    | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 山中 雅弘 |
| 総務企画課長 | 瀬口 豊子 | 会計管理者       | 三島 重浩 |
| 町民課長   | 辻 亨   | 保健福祉課長      | 高木 康弘 |
| 産業振興課長 | 亀野 倫生 | 地方創生担当課長    | 石垣 好典 |

建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
子ども課長	金森 秀文	建設課技術長	田中 敏博
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
特老施設長	矢野 秀樹		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は11名であります。</p> <p>なお、6番、清水秀雄議員から遅れるとの報告がありました。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><b>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</b></p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、秋間紘一議員及び5番、河口和吉議員を指名いたします。</p>
2	和田議員	<p><b>日程第2、一般質問を行います。</b></p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、和田鶴三議員。</p> <p>おはようございます。今回は私が1番ということで、何かちょっと恥ずかしいような気もしますが、よろしくお願いします。</p> <p>私は、今回交通弱者のための移動手段についてということで質問させていただきたいと思います。高齢化社会が進む今日、運転免許証を取得し、車を運転し、自由に行動していた高齢者もいつかは運転ができなくなるときが来ます。本町では、コミバスの運行が土幌市街に限り実施され、利用者から大変喜ばれております。また、病院の通院や温泉利用のための無料バスも運行されています。しかし、郡部から土幌市街に買い物などに行きたいが、移動手段が極めて少ないため不便だという声を耳にいたします。コミバス運行圏外の交通弱者のための移動手段を考えてはと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。</p>

<p>加納議長 小林町長</p>	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いま す。</p> <p>第6期の町づくり総合計画の基本目標である安全で快適な暮らしの 場がある町の推進に当たっては、人口減少や高齢化が進む中、交通弱 者の移動手段の確保が検討すべき課題となっているところでありま す。本町においては、ただいま和田議員から申されたとおり、これま での高齢者の福祉増進と積極的な社会参加を目的に、1つは各地区を 走行しているスクールバスへの無料乗車、2点目として国道241号沿 いに居住する70歳以上の高齢者への民間バスの無料乗車券の交付、3 点目として中土幌地区を対象とした町国保病院の無料送迎バスや一部 地域を対象としたプラザ緑風への無料送迎バスの運行を行っている ところであります。さらに、平成27年度からは、土幌市街において交通 弱者等を対象に通院や買い物等の交通を支援するため、市街南北の2 路線のコミュニティバスを1日各5便平日に通年運行しているところ であり、利用者も年々増加し、身近な交通手段として定着をしてい るところであります。</p>
	<p>一方、中土幌地区や農村部においては、交通手段の制約があり、日 常生活に不便を感じている声が町づくり懇談会などで出されていると ころであり、公共施設までの移動や通院、買い物など中土幌地区や農 村部と土幌市街地とをつなぐ交通支援への検討を行うこととしている ところであります。</p>
	<p>保健福祉課が65歳以上の一般高齢者を対象に行った高齢者保健福祉 計画のアンケートの中で、現状における外出するときの交通手段は自 分で運転が56.7%、人に乗せてもらうが25.1%、タクシーが15.0%、 路線バスが10.5%となっておりますが、高齢者の交通事故が社会問題 となっている中、運転免許証返上の動きも広がっているところであり ます。高齢者への交通支援のあり方として、庁内政策推進調整会議の 検討課題としているところでありますが、高齢者等のニーズを把握す るとともに、より効率的な交通手段のあり方を既存の交通体系との調 整を図りつつ、検討してまいりたいと存じます。</p>
	<p>以上、和田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
<p>加納議長 和田議員</p>	<p>再質問があれば許します。和田議員。</p> <p>今町長のほうから具体的な形で答弁がありました。それでは、今私 がちよっと思っていることをお伺いしたいと思います。</p>
	<p>戦後72年たった今日で、昔の暮らしと大きく変わった点について挙 げるとすればどういうことが考えられるでしょうか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>72年になるわけでありましてけれども、今質問にあります車社会が進 む中で交通体系が進むということもありますし、住宅環境だとか、あ</p>

るいは住宅全般にかかわって相当大きく変わっているというふうに認識をしているところであります。

加納議長 和田議員。

和田議員 私もそう思います。

それで、今は長生きできる時代と同時に経済も成長し、家族での集団生活から核家族化が進み、高齢者は若い世代から独立、高齢者を含めた家族の中での話し合いの場も少なくなり、会話のない時間がふえているのではないかと考えております。その中で起こってくる高齢者特有の病気ということで考えられればどのような形が考えられるのでしょうか。

加納議長 暫時休憩。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

加納議長 休憩を解きます。

町長。

小林町長 高齢化社会とあわせて核家族が進むという中で、特に今認知症対策等々が社会福祉の大きな課題になっているところでありますけれども、その中ではお年寄りの皆さんがいろんなところに出かけることとか、人と話をするというような活動をするのが極めて重要だということに思うところでありますけれども、そういう面ではいかに出かけるための足が重要かという、そういうお答えになればいいのかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

加納議長 和田議員。

和田議員 ということなのです。それで、家庭にとどまるのではなく、移動手段があればどこにでも希望するところに行き、いろいろな行動ができれば脳の活性化にもなります。認知症にもなりにくいということなのですが、今町長お答えされたように、私もそのような形で考えております。

それで、今日成人1人1台の割合で車が普及し、それが公共交通の利用度を下げ、利用度の少ない時間帯が抹消され、不便になっております。今まで自由に運転していた人が高齢により身体制限で免許証を返納した途端身体拘束になったような気がいたします。そこに忍び寄るのが高齢化特有の病気でございます。本町は、福祉村を中心に土幌市街に住む健康促進や介護施設で高齢者に優しい取り組みを実施しております。しかし、郡部に住む高齢者が全て利用できているとは思いません。気軽に利用できる交通手段として何か具体的な形で考えておられればお答えいただきたいと思っております。

加納議長 町長。

小林町長 現在運行しているのは、スクールバスの混乗だとか、あるいは病院だとか、それからプラザ緑風に行くバスということで利用いただいているのですけれども、スクールバスの混乗も回数もあって利用実態としてはそう大きくないというふうにも聞いているのですけれども、いずれにしても町としてはそういう通うための交通手段をどうしているのかという実態とあわせて、それぞれ地域に住むお年寄りの皆さんがどういう交通体系がいいというのか、そういうニーズの把握をしながら、バスの運行がいいのか、また別の方法がいいのかということの私ども役場として具体的な検討をしてみたいというふうに思っています。

加納議長 和田議員。

和田議員 そういう一つの対策として、今土幌では土幌ハイヤーがあるわけですが、聞くところによりますと帯広や何かでは、これは行政がやっているわけではないのですが、共同で赤字を覚悟でそういう高齢者の足の確保のためにやりたいというようなことも新聞に載っておりました。それから、今農村ではGPSということで、いろいろな形でそういう移動を試験運転をするというようなことも言っておりましたが、土幌にそれが入ってくるのには相当時間がまだまだかかるのではないかなというふうにして思います。そういうようなことの情報も受けながら、よりよい方向で進めていただけたらよろしいかなというふうにして思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

加納議長 以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、中村貢議員。

中村議員 町長に旧道の駅施設利用について質問したいと思います。

旧道の駅利用について農畜産物を利用した本町特産品の加工施設を設置したいと聞いているが、旧建物を利用するには老朽化が進んでおり、改修では食品の加工施設として必要な断熱性や気密性に欠けており、新設のほうが経費節減と思われる。町民の方からも要望と期待の声が聞かれるが、地域の活性化にもつながる農畜産物を利用した本町特産品の加工施設を町長はどのような構想を持ってやろうとしているのか伺います。

加納議長 町長、答弁願います。

小林町長 それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

土幌町の新しい発信拠点である新道の駅ピア21しほろが4月の23日にグランドオープンし、5月27日には来訪者が10万人を超えるなど大勢の方に来場をいただきながら、土幌のまち、食の発信をしているところであります。新道の駅と連動すべく物づくり、人づくり、まち発

信をテーマとするしほろ創生賑わい創出事業を地方創生推進交付金を活用しながら、平成28年度から30年度までの3カ年事業として推進しているところであり、事業推進の主体である（仮称）しほろ創生株式会社設立に向けた補正予算を今定例町議会に提出をしているところがあります。これまで女性サミットなどにおいて女性の皆様から「土幌市街地近辺に食品加工研修施設の設置を」との要望が出されていたところではありますが、ただいま申し上げました賑わい創出事業における食品加工研修の実践施設として、旧道の駅を改修して整備すべく今年度において基本計画、実施設計を行うこととしているところでありす。

中村議員からは、新築のほうが経費節減になるのではないかとの指摘であります。概略試算の結果、構造的には十分であり、経費的にも有利でありますことから、町としては旧道の駅を改修する方向で事業を進めてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、事業推進に当たっては、新道の駅との関連はもとより土幌高校に隣接する土幌町食品加工研修センター食工房パレットとの機能分担や商工会が推進する空き店舗対策との連携に留意をしながら、事業を推進してまいりたいと存じます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

今町長に答弁いただきましたけれども、これは町長の行政報告の中にも書いてありまして、しほろ創生賑わい創出事業ということで、これは恐らく町長も力を入れている事業の中の一つかと思ひまして、今回質問させてもらうことにしたのですけれども、この事業は2分の1の補助事業を使って行われるということで、物づくり、人づくり、まちづくり、まち発信ということで、まさにまちづくりに対しては一番大切な事業でないかと思われす。

そこで、今答弁の中にもありました（仮称）しほろ創生株式会社、これについて、この株式会社の目的と株式会社に対して町長がどのような構想を持っているのか伺いたいと思ひます。

加納議長  
小林町長

町長、答弁お願いします。

行政報告で申し上げましたのですけれども、今の創生交付金を活用しながら、1つは地域のブランド品等を作成する食づくりと、もう一つは担い手の育成ということと、それからもう一つはこれまで課題になっています町の発信能力を高めるといふような、そういう取り組みを会社を創立しながら進めようといふものでありますけれども、あと細かい考え方については、担当課長のほうから説明させていただきます。

加納議長

産業振興課長。

<p>亀野産業 振興課長</p>	<p>産業振興課長、亀野より中村議員の質問にお答えいたします。</p>
	<p>まず、会社の内容でございますが、概略の段階での内容でございますが、(仮称)しほろ創生株式会社、この会社につきましては地方創生推進交付金を活用いたしまして、しほろ創生賑わい創出事業の目的でもあるまちづくりの一助となり得る法人の設立を目指しているところでございます。やはり本町の基幹産業は農業でございますので、農業を基軸に考え、農業から生み出される産物は全て食材につながることから、食を通し、世界に通じる食、農業人材の育成を目指し、新たな農業や農産物加工、観光交流情報の発信、人材育成等を一体的に展開できるいわば地域総合商社的な新会社を目指しているところでございます。</p> <p>また、土幌高校の生徒、地域の女性や高齢者、移住等の若者などの意欲ある人材に着目いたしまして、今後求められる創造的な物づくり活動を土幌、十勝全域に起こしていくことを通じまして、本町の主力を担う事業者による情報収集や創意工夫に富んだ事業者の意欲を喚起して、町全体の課題解決や活力向上、さらには土幌高校生が就職したくなるような受け皿づくりを目指していきたいと考えているところでございます。</p> <p>今後は、新会社設立に向けて、しほろ創生賑わい創出事業支援委員会を発足する予定でございます。その中で、会社設立に向け具体的に取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>加納議長 中村議員</p>	<p>再質問があれば許します。12番、中村議員。</p> <p>今しほろ創生株式会社ということで、どんな会社にするということで大まかに回答もらったと思いますけれども、今の説明の中では全てを含んだ大変な会社かなと。今の答弁聞きますと、もちろん人づくり、物づくり、それから町の発展につながるそういうような会社だということで、具体的というか、今の回答を聞いていてなかなか理解するのは難しいのですけれども、これは民間ということによろしいのですか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>もちろんそうです。株式会社ですから民間の立ち上げをするのですけれども、ただいまそれに向けて、もう一つはその会社設立に向けた支援をするという意味で、町、農協、商工会を中心とする支援委員会を議会終了後7月にでも立ち上げて、会社の支援体制をつくっていききたいというふうに思っているところであります。</p>
<p>加納議長 中村議員</p>	<p>質問があれば。中村議員。</p> <p>しほろ創生株式会社、株式会社ですから当然民間です。だから、今の道の駅をつくったように、要するに公設民営化という考えでスタートするということなのですからけれども、その前に民営で株式会社をつくるというのは、町のまちづくりの事業を担う会社であって、その会社</p>

が単純な民間会社ということではいささか無理があるような気もするのですけれども、そういう考えだということで、それは納得せざるを得ないと思いますけれども、それでちょっとずれた質問になってしまうかもわからないですけれども、さきに町長の行政報告にもありましたけれども、計画策定設計を発注しているということなのですけれども、その発注している中身についてお聞きしたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

会社設立にかかわっては、今回の補正の中で出すわけでありましてすけれども、会社設立とあわせて、それからあそこの道の駅の改修費の実施設計費を予算として当初予算で組んでいるのですけれども、そういう面では今年の当初予算の中で基本計画あるいは実施設計を行っていくという、そういう考え方でいるところであります。

加納議長  
中村議員

再質問があれば。中村議員。

さきに発注されている中で、要は今の施設使えるかどうかということで調査した段階で、町長の答弁の中にもあります新築よりも改修のほうが安いと、そういう判断で今出している設計委託の中での調査でそういう結果が出たと、そういうふう理解をしたわけなのですけれども、それで次に今盛んに出ているしほろ創生株式会社の設立に向けた支援委員会の設置ということで、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、それで町、それから商工会、農協などで集まってどうこうという話がありましたけれども、その支援委員会の設置の中身もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

加納議長  
小林町長  
加納議長  
亀野産業  
振興課長

町長。

担当の産業振興課長のほうからお答えさせていただきます。

産業振興課長。

産業振興課長、亀野よりお答えいたします。

支援委員会の中身につきましては、基本的に本町の基幹である町、商工会、農協が中心となった関係者をもとに、本町に必要な企業としてどのようなものがあるかということで、まず中心的に考えてもらうような組織づくりをさせていただきます。その中にはさらに今回は土幌高校の関係者も含んで、土幌高校と連携をしながら、どのような形で今後生徒なり、新たな物づくりを形どっていくかということを検討する形で高校にも参画いただくようになってございます。さらには、農業者ということで農民協、さらにはこれからいろいろと金融等の関係でも金融機関等も参画いただきまして内容を構成し、さらには委員会の下部組織として各部会を設けまして、詳細な内容を検討する組織の構成となってございます。

以上でございます。

加納議長  
中村議員

再質問があれば。中村議員。

よく理解というか、できないのですけれども、しほろ創生株式会社、

さっき言ったようにまちづくりの中心となる会社です。その設立に向けた支援委員会の設置ですよ。今の答弁のとおり、それぞれの代表者入れてやるのもいいし、技術者入れてやるのもいいですし、そこでやっぱり心配なのは民間の株式会社、要するにまちづくりの株式会社を立ち上げるための支援委員会なので、あらゆる面で人選というか、しなければいけないのかなと思うわけです。というのは、土幌町にとって今どういうものが必要なのか、どういう物産が必要なのかです。それで、今土幌にないものでぜひ必要なものとかいろいろとあります。それから、今土幌の特産品を使つての技術的なものもあります。ということは、もっと簡単に言いますと今までのやり方が、町のやり方、考え方が全てまずはそれぞれの代表者集めて、そして相談をして、それであるとは下部組織を集めて、事務局も集めて、その中で委員会を進めていくという過去の経緯もありますけれども、その中で今回のこのしほろ株式会社というのは、そういう簡単な今までのような委員会の形ではまずうまくつくれないのではないかという不安があります。

それで、私が思うには、本当に土幌のことを考えて、土幌のまちづくりのことを考えて、本当に土幌に対しての熱意を持っている、もしくは技術がある者、支援委員会のメンバーを選ぶときにはあくまでも技術的なこと、今土幌の畜産物を使うにはこういう技術も必要ですよ。今例えば農協でも東芝プラントとかいろんなところで技術者がたくさんいます。そういう技術者の採用だとか、もしくは今土幌の町民の中でもいろんな開発技術を持っている人たちもいます。そういう人たちもその中に参入できるのか今気になっています。その辺について再度、町、それから農協、商工会ということで今話したの聞きましたから、それとは別にもっと深く切り下げて、煮詰まっていないのが事実かなと思うのですけれども、まだ支援委員会ですか、町のほうで煮詰まっていないのは事実かと思うのですけれども、ただそれにしても支援委員会の設置についての基本的な考え方をもう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

これからの考え方としては、先ほど申し上げましたとおり、会社を支援するための支援委員会を議会終了後7月をめどに組織をしていくということでありまして、あわせて会社については年度内には地方創生事業の中で創設をしていきたいということでもありますけれども、支援委員会については、会社設立までのいろんな支援ということとあわせて、会社ができても何年間は設置しながら支援をしていくということでもありますけれども、1つは会社の事業内容の充実ということとあわせて、もう少し会社でありますから経営についてもやれるようにということでもありますから、そういう面では地方創生で言われているように町、農協、商工会関係ということとあわせて金融機関等の皆

さんも入っていただきながら、支援委員会を立ち上げていきたいというふうに思っているところでありますけれども、もう少し具体的なことについては、担当の産業振興課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長  
亀野産業  
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、亀野よりお答えいたします。

今指摘の中村議員の内容のとおり、さまざまな特殊な技術を集約してこの組織は成立させないと、なかなか新しい会社が設立しないものと考えてございます。その中でも、今回オブザーバーとして各企業のそういう技術者もある程度模索しながら実は考えているところでありまして、加工品ですと大学でしたら畜大だとか、それぞれの研究機関がございまして。そういう方たちの指導も得ながら、今回の会社を設立したいと考えておりますし、なおかつマーケティングを考えますとやっぱり消費者が求められているものをそれぞれ今後開発していかなければならないということもありまして、いろんな市場を意識しながら物づくりも考えていきたいということで、ある程度そういう消費者、飲食店、そういう販売元とネットワークを構築しながら、そういう技術も得ながらこの会社を設立していくような内容となっております。

以上でございます。

加納議長  
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

その中に商工会も入ってくるということなので、余りしつこくすると怒られそうなので、この辺でやめますけれども、ただ新しくできる加工施設、それが株式会社で運営されるということで、その基本的なものは支援委員会で考えるということなので、納得はしましたけれども、ただ先ほど言ったように収益性のあるもの、それから町民が本当に利用できる施設、今の食品加工センターは、新たな道の駅もできたということで、そこに商品も入れなければならないということでもなかなか利用もできないと。なおかつ商売的にも使えないということなので、そのために町民の方、特に女性サミットでもそういう意見が出たと思うのですけれども、町民の方が何人か集まって使える施設、ものをつくる、研究する施設がそれが加工施設と。そのほかには収益を上げる施設、実際ものをつくって、農商工連携の絡みの6次産業的なもの、実際製品を加工してつくって、そしてそれを商品化すると。そして、その製品を道の駅に売る、もしくは空き店舗、商店街を利用した商店街に企業創立ですか、そういう形でそれが私が考える新たにでき上がる特産品の加工施設でないかなと思っています。

その中で考えて、これはまた聞いても恐らく支援委員会で検討するという答えが返ってくるのでないかと思うので、あれなのですけれども、先ほどから言っていますように土幌町で今何が必要なのかという

ことです。土幌は、特に今食品加工センターでは牛肉を使ったりだとか、それから牛乳を使ったチーズだとかヨーグルトをやっています。ただ、農協では豆類の関係もやっているわけです。その辺の関係で、特に前に食品加工センターでやりたいと言ったお母さん方が無理だと言われたのが納豆菌を使った納豆だとかそういうものです。ですから、今度は町の人たちがそういうものをつくりたい場合にもつくれますよというようなものですか、それと土幌にないものを支援委員会でしっかりと検討していただいて、それをつくれますよと。公益性と、それから研修施設と、その両方を宿した加工センターでなければならぬかと思えます。それを一体的に管理運営していくのがしほろ創生株式会社でないかなと私は理解をしています。当然加工センターを運営するだけでは、この株式会社というのは成り立たないと思うのです。ですから、先ほどから説明いただいています、課長にも町長にもいただいていますけれども、その中でよそから人を連れてくる、技術者を連れてくる。もしくは、こういうものをつくるにはこういうプロがいますよ、その人をよそからも連れてくる。そのことによって、その人を連れてきて、その人の指導によって人づくり、物づくり、ここで初めてこのテーマが生かされるのではないかと思います。

それで、3年間ということですので、この後委託設計なり、発注をされて、すぐ支援委員会7月には立ち上げたいという町長の話でありましたので、来年にはできるかと思っておりますけれども、私の最後の要望というか、質問になるのですけれども、これらのことを踏まえて、支援委員会のメンバーの選び方、それから支援委員会の方向性、目的、それをはっきり明確にさせていただいて、何とかしほろ創生株式会社並びにそれに伴う加工センターができて上がることをお願いをして、質問を終わりたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

支援委員会は、賑わい創出事業を支援をするということでありまして、その中では会社設立の支援をしていくということでありまして。

それから、施設についてでありますけれども、高校のパレット、食品加工センターあるのですが、あそこも高校生がかなりの頻度で使うということと土幌市街からの距離の問題だとか、あそこは今の質問の中にもありましたけれども、専門的に少し研修をするという、例えばチーズの関係でいくと豆腐だと納豆だとか一般的に使うということができないということでもありますから、今回の食品加工センターについては、そういうあそこのパレットのようなより専門的なものではなくて、もう少し一般的に町の奥さん方が加工に使えるという、そういう性格のものにしていきたいというふうに思っているところでありますけれども、いずれにしても支援委員会で検討しますし、もう少し町の

奥さん方、実際に行う方に相談をしながらつくっていきたいというふうに思うところでありますけれども、いずれにしても本町は400億円を超えるという農業生産額でありますけれども、街の中のお土産にするお菓子だとか、そういう特産品を使ったブランド化というのがなかなかできていないということもあるので、ぜひそういうものを取り組みながら、もう少しいろんな生産性だとかという、あるいは知名度を上げていくという、そういう取り組みをするために支援事業を行う、あるいは施設をつくっていくという考え方で進めていきたいと思えます。

加納議長 以上で中村貢議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、清水秀雄議員。

清水議員 私は、教育長に質問をいたします。

教育勅語を教材として用いることについて伺います。政府は、教育勅語の学校での使用を否定しないとすする答弁書を閣議決定いたしました。戦後衆参両院で排除、失効決議が採択され、歴史によって葬り去られたものを教育現場での復活を認めるものであります。教育勅語は、現代社会で通用させてはならないと考えますが、教育長の所見を伺うものであります。

加納議長 教育長、答弁を求めます。登壇願います。

堀江 清水議員の質問にお答えいたします。

教育二関スル勅語、いわゆる教育勅語は、大日本帝国憲法が発布された翌年の明治23年に発布され、およそ半世紀にわたって我が国の教育の基本理念とされたものであります。昭和23年6月19日の衆議院本会議の教育勅語等排除に関する決議におきまして、教育勅語等については根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいているという事実は明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって、憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議をもってこれらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。また、同日の参議院本会議におきまして教育勅語は既に廃止せられ、その効力を失っていると決議されておりまして、戦後の諸改革の中で教育勅語が我が国の教育の唯一の根本とする考え方が改められたと認識しており、議員のお考えと同様に現代の社会において根本として通用させてはならないものであると考えておりますし、現行の憲法や教育基本法等に沿って教育を行うべきものと考えております。

また、質問にあります政府の答弁書についてでございますが、政府は教育勅語本文を学校教育で使用することなどに関して国会議員から提出された質問書に対しまして、学校においては教育二関スル勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育二

加納議長  
清水議員

関スル勅語を教材として用いることまでは否定されることではないなどとする答弁書を3月31日の閣議で決定し、答弁したと承知しておりますが、教育勅語については、政府が答弁しているとおおり、我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えております。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま教育長から答弁をいただいたところでありますが、私はここで教育勅語というものがどういうものであったのかということについて少し皆さんに、この議場を見渡してもほとんどが戦後の生まれの方々です。私は、終戦の年には9歳でした。小学校3年生です。その当時は、軍国主義教育がそのまま押し通されていきましたから、3年生からは男女別学なのです。3年生になって、私たちは教室では座らされるのは5人1組で、それを分隊と呼びました、先生が。教育の中では、その分隊の中で点数が悪いと、1人が点数悪かったら分隊全部出てこいと。出ていったら何をやるかといったら、整列びんたなのです。そういう教育もやられました。

学校登校するときには、今はもう跡形もないのですが、あの小学校の校門を入るときには奉安殿というのがありました。その奉安殿には天皇陛下のお写真、当時のご真影といいました。お写真が飾ってあるのです。そこを通るときには最敬礼をして、登校のときも下校のときも最敬礼です。

学校行事のときには校長先生が白い手袋で教育勅語を、そのときには言葉としては多分奉読と言ったのだと思うのですが、生徒は全員最敬礼なのです。校長先生が何をやるのか見たいです、子供ですから。頭上げたらげんこつが飛んでくるのです。そういう状態の中で、厳かに校長先生が朕思うにと始めるのです。そういう教育が私たちはやられました。それは、この教育勅語に沿ってそういう教育がやられたのだということを私は皆さんにそのことをお知らせしたいと。そのような形で、教育勅語というものが子供たちも、大人も含めてです。私たちは小学校の3年生ですから、まだ教育勅語を暗唱するところまでは、そこまでは進んでいませんでした。しかし、上級生は、教育勅語を全部暗唱させられるのです。それで、私は姉たちがいましたから、姉たちが教育勅語を暗唱しているのを聞いていて、朕思うにから始まるころの部分はかなり自分でも言えるようになっていました。教育というのは、それぐらい恐ろしいものだということなのです。

この教育勅語は、ここでも教育長が答弁書でも言っていますように、半世紀にわたって我が国の教育の基本理念だというふうにして子供たちがそのように教え込まれて、そして同時にそれが何につながったのか。それは戦争につながっていったのです。私も、小学校3年生です、

3年生でありながら、やっぱり教育の中でそのように洗脳されました。兵隊になるのだ、お国のために兵隊として戦うのだ、そういう教育を目指していたというのです。教育勅語はそこを目指していたわけですから。それを復活させることはあってはならないというふうにお伺いをいたしました。教育長からは、そういう点では教育勅語は現代社会で通用してはならないと。そういう認識に立って、憲法や教育基本法等に沿って教育を行うべきものと考えているとのお考えをいただいたと思っています。今言いましたように主権在民の現代社会においては、教育勅語は相入れないということは当然のことです。教育勅語に書いてある全ては国の非常時には天皇のために命を投げ出せという殺し文句につながっているわけです。だからこそ戦後衆参両院で排除、失効決議が採択されて、歴史によって葬り去られたものだ。そこまでの認識は教育長と一致できたと思っています。

そこで、お伺いします。1点目に、教育長のお考えはわかりました。しかし、学校教育においては、学校現場は校長先生が学校運営に当たるということだと思います。学校における取り扱いについては、教育委員会としてはどのように指示をされるのか。学校現場に対して教育委員会からこのようにしなさいと、例えば教育勅語の取り扱いについては、このようにするべきだというような指示をされるのでしょうか。その点についてお伺いします。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁求めます。

ただいま学校現場にどのように伝えて、指導、指示するのかとか、そういう質問であったかと思いますが、まず我が国の最高法規であります現行の日本国憲法、そして教育基本法、学校教育法、さらには地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの法律、そして学習指導要領等の趣旨に従って、適切に教育を行うことを私としては教育委員会を代表して校長に対して指導し、校長は所属の職員を監督することになっております。

教育勅語だけに関して指示をしたことはございませんが、教材の取り扱いに関する指導につきましては、これまでも各学校における教科書以外の教材、いわゆる補助教材の適正な取り扱いにつきましては、適宜指導を受けており、近年では平成27年3月に文部科学省が都道府県教育委員会に通知し、その通知を受けまして、北海道教育委員会から本町の教育委員会並びに各学校長に対して通知され、補助教材につきましては教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること、その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと、こういった事柄につきまして本町教育委員会並びに

各学校が通知を受けており、今後にありましても北海道教育委員会の指導監や指導主事が学校訪問で指導していただくとともに、本町教育委員会といたしましても例月の学校長会議等で周知徹底していきたいと考えております。

以上です。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいまの答弁によりますと、補助教材として、それは教育勅語の使い方と申しますか、そういう点ではあり得るということだったと思うのです。補助教材というのはどういう形で使うのかというのは、ちょっと私も資料を見せていただいて、例えば高校の教科書の中に出てくるときに、かつては教育勅語というものがあつたと。教育勅語は、こういうことで、このような形のものがあつたのですよということを生徒に伝えるというぐらいのところまではやっているというふうに考えていいのですか。あの資料を見ていくと、そういう形で使われているのかなど。教育勅語の中身についてはほとんど触れないけれども、繰り返しになりますけれども、教育勅語というものはこういうものだったのですよというぐらいまでは触れるということですか。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁求めます。

学校における教育勅語の取り扱いに関する質問だと思いますが、まず補助教材で教育勅語を使うことはございません、これまでも。唯一使っているのは、教科書で使われております。そこで、現在の小学校の教科書を確認しておりますが、教育勅語に関する掲載は全くございません。中学校の社会科の歴史分野の教科書には、教育勅語が発布された事実、そして部分要約などが記載されておりますが、義務教育段階においては、中学校2年生の社会科の歴史で歴史上の事実として教育勅語に触れております。

さらに、今質問ありました高等学校ですが、高等学校学習指導要領におきまして、地理歴史の教科の中での日本史Aで我が国の歴史の展開について、特に近代社会が成立し、発展する過程に重点を置いて考察することになっております。土幌高等学校3年生の選択教科で使用しております日本史Aの教科書を見ますと、大日本帝国の展開の章の中で、近代天皇イメージの浸透について掲載されており、その中で教育勅語と明治天皇の肖像画写真であるご真影、これが全国の学校に配付され、生徒には勅語を暗唱することが求められ、神格化された天皇のイメージが浸透し、天皇に対する絶対服従の意識が植えつけられていったというような内容で、時代背景について学ぶ際に教育勅語に高等学校では触れております。よって、中学校、高等学校の教科書で教育勅語には触れますが、いずれも歴史を学ぶ際に活用されているものでございます。

以上です。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

教育長から答弁いただきました。そのように補助教材といいますか、そういう形で教育勅語というのはどういうものだったのかということを生徒に学ばせるといふ点で使われているということです。その点については、理解をいたしました。

それで、もう一点伺いたいのですが、教育長からはこのような形で学校現場にこういうことですよという、例えばきょうのこういった教育勅語についての議会でのやりとり、あるいは教育委員会としての教育勅語に対する考え方というものは、学校現場にどのような形で伝えるのでしょうか。お伺いいたします。というのは、そのことと学校現場を指導するといいますか、教育委員会は指導するという立場にないのですか。先ほど伺いました。道の教委からこういう学習指導要領によって教育現場で取り扱いなさいという指導があったという答えがありましたけれども、教育長として土幌の教育現場にそういう今言ったことをどのような形で伝えるのか。そして、指導するということまで行えるのか、その点について伺いたいと思います。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁求めます。

先ほどの質問とちょっとかぶるところございますが、例えば教育委員会の組織で申しますと、私教育長と教育委員4名、この合議制について動いております。私には権限は法律上は与えられておりません。教育委員会の会議で決議され、私に与えられる委任される事項を決めている次第でございます。

そして、学校現場にどのように例えば本日の一般質問のやりとりを伝えるかでございますが、毎回でございますが、教育に関する質問並びに議会での議決につきましては、毎月学校長会議を開催しておりますので、この中で学校長会議で報告すると。中身、質問書、答弁書をつけまして報告している次第でございます。

先ほどの回答と同じになりますが、教育というものは我が国の最高法規の日本国憲法、あらゆる教育に関する法律、これに基づいて行うべきであり、細かいことにつきましては学習指導要領で決められております。ですから、私が直接学校の教員に対してこう教えなさいということはすべきではない。それは、学校運営につきましてはリーダーである校長に任されているのですが、校長も当然ながら単独で決めるものではない、このように認識しております。

加納議長  
清水議員

再質問があれば。6番、清水議員。

ありがとうございました。教育長から学校現場に対してどのような形で接するのかということについては理解しました。

最後になります。繰り返しになりますけれども、どのような形であっても、教育現場に教育勅語を持ち込むということは決して許されるものではないと。それは、教育勅語そのものがここでも何度も言いま

したように主君、結局は天皇が頂点に立っていて、天皇を頂点とした教育が進められたわけですから、それを現代社会で再びよみがえらせるということがあってはならないということです。それは、当然ながら主権在民の憲法とは相入れないと。そういう立場でぜひ今後も教育現場を教育長にはそういった指導力があると、指導権限もあるというふうには私は思っています。学校長会議等できょうのこの論議がどういうものであったのかということも伝えていただいて、再び教育勅語を復活させてはならない。それは、主権在民の憲法上も相入れないものであるということでぜひ指導を強めていただくことを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

加納議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。  
ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
質問順位4番、大西米明議員。

大西議員 それでは、私は町長に美濃市との交流についてお聞きいたします。  
土幌町と美濃市との姉妹都市提携が既に20年が経過し、その間行政団体や各種団体による相互交流や小学児童による相互交流が行われてきました。特に小学6年生の希望者による相互交流は、本年度15回目を迎えていますが、近年では美濃市の児童受け入れのホストファミリーが減少し、教育委員会もホストファミリー募集に苦勞しております。各種交流事業のマンネリ化が原因ではないかと思われます。今後交流事業の一層の推進を図るために各種団体との相互交流だけでなく、個人でも交流事業に参加できるような仕組みづくりが必要ではないかと考えるが、町長の見解を伺います。

加納議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

美濃市との交流については、昭和63年に美濃市の幹部職員が来町し、本町との交流協議を行ったことをきっかけに、首長や議会議員の相互訪問を初め組織的な交流が始まり、平成3年には美濃市より第1回目の小学生交流団が本町を訪れ、その後中土幌小学校児童が美濃市を訪問するなど、交流が続けられてきました。平成6年5月には姉妹都市の提携が行われ、行政、民間、子供と幅広い交流が続けられてきました。特に小学生児童相互訪問によるフレンドシップ事業が平成6年に開始され、平成28年度までに両市町合わせて3,000人を超える児童が参加し、互いの文化や産業に触れる夏休みの貴重な体験として、大き

な成果を上げているところであります。そのほかイベントへの相互訪問、物産展の開催などとあわせて民間交流促進に向け、平成22年には士幌町美濃市民間交流促進事業助成に関する要綱を制定し、民間団体による美濃市への訪問にかかわる経費の一部を助成しているところであります。姉妹都市の提携をして20年余となりますが、まさに兄弟姉妹としての交流が続けられたところであり、大西議員が申されましたフレンドシップ事業における受け入れ態勢、多くの町民の交流参加などについて今後教育委員会との協議とあわせ、都市交流推進委員会において十分検討しながら、交流の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
大西議員

再質問があれば許します。10番、大西議員。

今町長から答弁いただきましたが、美濃市との交流は昭和63年に美濃市の市の幹部職員が来町してから始まったという話でありますけれども、この前段があったわけでありまして。これが美濃市の交流の始まりになるのだと思うのです。それが欠落しているから、それは皆さんがよく理解していかないと、せっかく初めに橋渡しをやった人がどうだったのかなということが忘れ去られていくのではないかなと思っています。63年に当時の後藤元町長が岐阜県人会の会長でありましたから、後藤元町長、それから佐藤宮次さん、佐藤土建の社長、朝井剛町議、それから国井与平さんと5名が佐藤宮次さんが美濃市出身ということで向こうの市会議員や何かと交流があつて、美濃市と士幌というのは明治31年の入植から切っても切れない間柄だということで、ぜひ産業祭に来てほしいという要望があつて、ほかの4人を誘って産業祭に初めて行つたと。そのときにも士幌の物産を売ったらどうだということで、士幌農協から500箱の芋を佐藤宮次さんが自費で買い付けて、全部自分の金でやったそうでありまして。それがあつて初めてそういう美濃市との交流の始まりなのだと思います。

それで、私もこの質問をするので、歴史をずっとたどっていききたいなと思ったのですけれども、士幌町にはなかなか時系列に書いたものがないのです、初めの生い立ちから。それで、美濃市との交流の年表については、美濃市のホームページからとった資料なのですから、これには全部その年にいつ誰が来たのだというような、子供たちが何人来たのだとかいうことを全部書いてあります。ですから、士幌町には多分これがないのだと思うのです。交流するためにはもう30年が経過して、初めからの一つの歴史をきちっとしておかないと、せっかく佐藤さんが橋渡ししてくれたことが無になってしまうのではないかなと思うのですけれども、これをきちっと歴史に残すために年表なりなんなりを作成していく気があるのか、ないのか、まず初めにお聞きします。

加納議長

町長。

小林町長　　そういう歴史を整理するという事は重要なことですから、そういう方向で検討させてみたいと思いますけれども、お話がありました63年前段のこと、あるいは本町における交流等の歴史をどんなふうに整理しているのかということについては、担当の地方創生担当課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長　　地方創生担当課長。  
石　　垣　　地方創生担当課長、石垣よりお答えいたします。  
地方創生担当課長　　質問のありました過去の交流経過の記録という点でございますけれども、議員言われたとおり、こういう時系列に整理したものは今のところございません。ただ、過去に交流を行ってきた資料については保存をしておりますので、それをいま一度整理をしたい、今後整理したいというふうに考えております。

　　また、議員通じて過去に佐藤宮次さんのほうから交流の始まりのデータもいただいておりますので、それも当然保存しておりますけれども、それを含めてそういう整理を考えたいというふうに思います。

　　以上です。

加納議長　　再質問があれば。10番、大西議員。  
大西議員　　美濃から約29年、約30年近くなるのですけれども、子供たちが土幌を訪問して、美濃市から2年間だけ中土幌に20名が来ました。それで、中土幌地区で言ってみれば2泊をその家庭にお願いをして、24時間体制で子供たちを面倒を見ていただいたということで、その家族にしてみれば2日間休んで阿寒に連れていった、釧路に連れていった、いろいろと北海道中連れて歩いた家庭もあるみたいですが、それを2年間受け入れだけを中土幌でやってきました。そうする中で、受け入れではちょっとという不満が言ってみれば中土幌地区の父兄の中から出てきました。そんな中で、土幌からも向こうへ派遣してはどうだという話がありまして、それで中土幌の子供たちの希望者全員を、6年生の全員を美濃に派遣すると。それで、そのときに小川町長が派遣するのに個人的負担がかかると。6年生は修学旅行もあるので、それである程度は全額を助成したいと。そのかわり佐倉だとかほかの交流している学校もありましたから、それにもそういう助成をしていきたいということで発車して、10年を経過したときに美濃市で11校あった小学校の統廃合が始まりました。そのときの条件として、美濃市の6年生希望者全員を土幌にということで、それまでは11校で20人しか中土幌に来れませんでしたので、その学校ごとに人数に合わせて20人を抽せんしたそうです。当たらなかった子供たちはすごく残念がって、北海道に行けるのにということで、それを市長が聞いて、統廃合に賛成してくれると、そういうわけではなかったのですが、我々議会が行ったときにも教育委員会からはそういうことが発端となって、全員を土幌に派遣したいということで、初めは約190人ぐらいでしたか、引

率者を含めて約200人強の人が来たのですが、昨年あたりは130人ぐらいになってしまって、約2割以上の子供たちが少子化もあるし、子供たちもクラブ活動があるからとかいろんな理由で参加者が減ってきたみたいであります。

それで、当時200人を受け入れるのに結構簡単とは言わないけれども、教育委員会もお願いすると美濃市のことならということで受け入れ先が割合見つかったようです。それが今130人になって、2人ずつ泊めるとしても半分で60件ぐらいですか。だから、その前に土幌からも子供たちが行きますので、その行った家庭で受け入れてくれば40人か50人いきますから、だから25件かそこらはその家庭で受けてもらえば助かるのだと思いますけれども、それがなかなか探すのに大変で、職員、それからヌプカの里だとかいろんなところで受け入れてもらうということで、大変あれになっているのだと思います。

それと、もう一つ、受け入れた家庭の親たちによく聞いてみますと、受け入れると子供たちがかわいいし、何年か後にでも美濃へ行って、どのぐらい大きくなって、どんなになって成長しているのだろうかなど一回みんなで美濃に行きたいよねという話もする親御さんたちもおりました。それで、中土幌の街おこし勝手連でも一回20人で、向こうの20件全員受け入れをしていましたので、子供たちに会いたいということでみんなで美濃市を訪問した。7、8年前ですか、行って向こうの子供たち、家族と約60人か70人で交流したこともありますけれども、そのときは有意義なあれだったな。そして、向こうの親たちも土幌町へ親を離れてああやって4泊5日するということは初めてなので、帰ってきたときは目の色も変わったし、結構成長してきたと。ホームステイすることが教育的にすごく有意義だったという喜んだ声を聞いてきましたので、ぜひこれも今後も続けていってほしいと思っていますけれども、受け入れ先がなかなかないと、教育委員会が町職員や何かをお願いして、半分ぐらいが町職員の方がお受けしているということで、ぜひ一般の家庭にホームステイ先にしてもらって、そこで美濃から土幌へ来て、土幌がこれだけになったのだよというようなことを子供たちによく知らせたらどうなのかなと思っています。

そのために民間の団体で行くために、今町長言われたように助成のあれができたのですが、なかなか使い勝手がよくないのです。というのは、5人以上で向こうの団体と交流する。なかなか民間で向こうの団体と交流するといっても、向こうの団体すらわからないし、それは町なんかで指導していかないとなかなか難しいだろうし、だから26年のときに美濃市との提携20周年を記念して、美濃市訪問ツアーというものを企画して20名が行きました。それで、このときは補助金2万円ではなく3万円をプラスしたわけでありましてけれども、これから2万円の補助金で民間団体行くのはそれはそれとして、またホームステイ先

の家庭もこういうようなルールをつくって行きやすいような格好、この土幌町美濃市民間交流促進事業助成に関する要綱がもうちょっと使い勝手のいい制度に変えていかないと、なかなかこれは使うといったら結構難しいのかなと。団体しか使えないのかなと思っていますけれども、この助成の要綱ができてから民間団体で何件ぐらいがこれを使って美濃市を訪問しているのか資料があればお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

その実態については、地方創生担当課長のほうからお答えさせていただきます。

加納議長  
石 垣  
地方創生  
担当課長

地方創生担当課長。

地方創生担当課長、石垣よりお答えいたします。

今言われました土幌町美濃市民間交流促進事業助成に関する要綱を制定して以来これまでに延べ6団体の方に、通算して全部で105名の方ですけれども、の方に活用いただいているところであります。

以上です。

加納議長  
大西議員

大西議員。

美濃市の年表を見ますと大体わかりますけれども、美濃に今交流してマンネリ化するというのは、産業祭に町からは町長か副町長、教育長か三役の一人が行く、それから議長が行く、それとあと職員、それと販売をお手伝いするということで女性連の3団体から1年置きに2人が販売に行く、それに青年団の方が2人ぐらいついていくということで、美濃市からは同じような形で7000人まつりに来ていただいているのですが、向こうは三役は交代交代で来ています。議長は、向こうは1年交代でありますから、1年交代に議長がかわりますから来る人は大体いつも違う人が来るのだろうけれども、うちは任期が4年ですから、4年議長が行くということになってしまうと、同じ固定した人しか美濃に行っていない。それは少し幅を持たせて、みんなが行って、美濃市をよく理解する。そうすると、美濃から来た子供たちの受け入れ先もできるのでないのかなと。だから、何か美濃に行くと、皆さん行った人は美濃市ではすごく歓迎される。こっち来たときにはみんな歓迎しないとならないというけれども、歓迎式には役職のトップ連中しか行かないから、そういう世話になった人たちは実際そういうところに顔を出すこともできない。

それで、もとに戻るけれども、中土幌で初め美濃に派遣するときに、先生方が引率で行っても、先生方は何年かで異動していなくなってしまうと美濃市のことが地域に残らないということで、地域で寄附を募って、1人5万円の助成で地元の人を引率者の中に1人入れて行って、美濃市のいろいろ還元する今後や何かについては地元で反映させるべきそういう行動をとったこともあるのです。ですから、そういう固定した人が行ってしまうと、どうしてもこっちに美濃市のよさや何か

広がっていかないのだと思うのです。ですから、もう少し余裕を持った派遣の仕方を固定のやつですらしていかないと、同じ人ばかりが行っていたらそれはだめだと思うのですけれども、その辺町長どう思いますか。

加納議長  
小林町長

町長。

訪問については、向こうの形と合わせて、向こうから市長が来ればこちらから町長が行く、あるいは議会でいけば相互に議長が行くというようなバランスをとりながら行っているということがありますし、それから物産展なんかはどちらかというと女性と農家の方、あるいは青年層に行っていただくのでありますけれども、それは交代で、実際としては毎年役員かわるから交代で行っていることになるわけでありまして。ただ、大西議員が言うように多くの人が行ってもらうというのは、趣旨はそういうことだと思いますから、ぜひこれからの民間交流助成に関する取り扱い等についても、今後できるだけ多くの方が行っていただけるようなことを私ども都市交流推進委員会の中でも検討させていただきたいと思っております。

加納議長  
大西議員

再質問があれば。大西議員。

それで、今も答弁にあったように美濃から3,000人余の子供たちが土幌町に来ていますが、もう初めに来た人は40歳を超えているのかな。約8割以上の子供たちは、土幌町に来ているのだと思うのですが、それで土幌町で2泊して、土幌町のことを結構わかってきていると思うのです。それで、昨年花みこしのときに私ら議員4人と職員1人で私的に美濃市を訪問して、美濃市の市長、副市長、議長、副議長と会談をさせていただきました。その中で、土幌町も大変花嫁対策で苦慮しているのだと。名古屋市で交流事業なんかやっているということで、発祥の言ってみれば美濃から来て土幌町がこれだけの日本一の農業地帯になってきたのですから、それを子供たちは土幌町へ来て理解していただいているので、ぜひ花嫁対策を美濃市と土幌町でできないのかと。そしたら、美濃の市長はぜひやりたいと。美濃市だけでなく、その周辺の市町を含めてやったらどうなのですかという話をいただきました。それで、やはり美濃市も花嫁不足で悩んでいるみたいですが、商工会議所が先頭になって花嫁対策ということは、やっぱり商店街とか商工業者の中の跡取りに嫁さん不足なのかなと思っておりますけれども、そんなのも含めて、向こうから嫁さんに来てもらうのもよし、こっちから嫁さんに行くのもよし、そうやって昔美濃市との交流が始まったときには土幌町にいとこがいるよ、はとこがいるよ、親戚がいるよということで結構なじみがあったのがだんだん高齢化してきて、その辺も希薄になってきていますから、さらにこれから深めていくためには、美濃から嫁さんもらえば親戚になりますから、その家庭は。そうやって深くどんどんしていくためにも花嫁対策なん

かを美濃市も賛同してもらっていますけれども、あとは我々ではどうにもなりませんから、行政の力をかりて、町長と市長でどう話していくのかやっていたきたいなと思っていますけれども、その辺について町長どう思いますか。

加納議長  
小林町長

町長。

それぞれどちらかという今まで子供の交流とあわせてイベントに相互訪問するという形が多かったのでありますけれども、そういう面では長年交流していく中では少し目的を持った交流を企画するというようなことも大事だなと思いますし、そういう面ではその中では少し行く人については公募のような形をとって、できる限り多くの人が行っていただくようなことを今後の交流の展開の中で私ども検討するとともに、美濃市とも協議をさせていただきたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

今町長はつきり美濃市との花嫁対策や何かの交流をどうするか、それを私一番聞きたいのですけれども、それは向こうの市長らときちっと話し合いをして、向こうも対策をしたいということでもありますから、うちらも花嫁対策というのは近々の課題でありますから、ぜひやってほしいのですが、その辺の明言をきちっとしていただきたいと思います。

加納議長  
小林町長

町長。

よろしいのでないですか。どんな形でできるかということもあるのですけれども、農家のお嫁さんに来ていただくということは私どもずっと今取り組んでいることですから、その中に美濃市との交流の中でできないかどうかというのは、担当である農協だとか農業委員会とも具体的に協議をさせていただきたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

いずれにしても、約30年の経過ができて、今主体となっているのは町長言われるように物産展の販売、それから子供たちの交流からぜひ一歩先に進んでほしいのです。ただ3,000人の子供たちが土幌町を訪問しただけで、それで終わりということではなく、ぜひそこから土幌町を理解してくれる女性の方が嫁いでもらったり、こっちから理解して行く人もいてもよしということでもありますから、今までの30年の歴史の中から一歩先に出ること、先日も私が一般質問するということで、広報を見て佐藤宮次さんも心配してうちに来ていただいて、ぜひ婚活をと友達の市議員や何かをお願いしたらぜひやりたいねと5年前から言って、向こうから答えが戻ってこないのだとすごく心配していますし、井戸を掘った人の意思も尊重しながら、ぜひ美濃とのこれからもさらなる交流を推進していただきたいと思います。

終わります。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

柴 田  
副 町 長

続きまして、日程第3、議案第3号「士幌町町税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議案第3号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、地方税法等の改正によるものであります。

主なものでございますけれども、個人町民税では特定配当所得と特定譲渡所得に関して国税と地方税と異なる課税方式を選択できるようにしたことや肉用牛の売却に係る事業所得の課税の特例等の期間の延長などであります。固定資産税では、保育の受け皿の促進のため小規模な保育事業に対して減額措置を講じたこと。また地震などの災害が頻発しているため、被災者などの不安を早期に解消する災害減免等の規定を常設化する改正や耐震改修等を行った認定長期優良住宅等に対する特例を定めたことであります。軽自動車税では、グリーン化特例を2年延長したことなどが今回の改正の概要でございます。

説明資料の9ページから34ページまでは、新旧対照表を載せてございますけれども、5ページから8ページの平成29年度税制改正の要旨で税目ごとに説明をいたします。なお、説明資料の一部に誤りがありますので、説明の都度訂正をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

まずは、個人町民税の関係でございまして、改正項目の1及び2では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額についての改正でありまして、特定配当所得は総合課税、源泉徴収による申告不要、分離課税と申告の方法は3つあるのですけれども、これから選択して申告することとなっておりますが、所得税と住民税の課税方式を異なる方式で納税者が選択できることに改正をするものであります。特定株式等譲渡所得も源泉徴収による申告不要、分離課税による申告の2通りでありましたけれども、配当所得等と同様に改正を行うものであります。適用時期につきましては、平成29年4月1日からであります。

3の所得割の非課税の範囲では、附則第5条の控除対象配偶者の定義の変更で、控除対象配偶者を同一生計配偶者と改正をするものであります。適用時期につきましては、平成31年1月1日からであります。

4の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例では、適用時期を平成30年度までだったものを平成33年度まで3年間延長をするものであります。適用時期は、平成29年4月1日となっております。

5の上場株式等に係る配当所得等に係る町民税課税の特例につきましては、先ほど1及び2で説明しました課税方式について第33条のただし書きについて規定を追加をしたものであります。条例は附則第16条の3第2項の改正で、適用時期は1及び2と同じであります。

6につきましては、優良住宅の造成のために5年以上所有していた土地等を譲渡したときの長期譲渡所得の課税の特例期限を平成32年度まで3年間延長するもので、附則第17条の2の改正で、適用時期は平成29年4月1日であります。

7の特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例及び8の条約適用利子等及び条約適用配当所得等に関する個人の町民税の課税の特例に関しましては、1及び2の改正に伴いまして附則の整備をするために改正をするものであります。7におきましては、地方税の改正ではなく外国居住者等所得相互免除法、8におきましては租税条約等実施特例法の改正によるものでありまして、いずれも適用時期は平成29年4月1日であります。

次に、法人町民税でございます。9の法人の申告納付にかかわるもので、修正申告の延滞金の計算期間から一定の期間を控除をして計算するもので、主には法令改正による文言や条ずれによる引用条項の改正でございます。

10の不足税額の納付手続は、同じく第50条の改正で、文言や引用条項の改正であります。適用時期は、いずれも平成29年4月1日であります。

固定資産税の改正では、まず11の課税標準の特例では、震災等により滅失した償却資産に代わって取得した償却資産に対する固定資産税の特例についての規定であります。法令改正によって生ずる条ずれによる引用条項の改正であります。条例は、第61条第8項の改正であります。

12は、わがまち特例の割合を定める規定の追加で、この法第349条の3第28項等と書いてございますけれども、第28項は家庭的保育事業、29項は居宅訪問型保育事業、第30項は事業所内の保育事業を行うものが事業のために取得する土地や償却資産にかかわる固定資産の減額できる割合を条例で定めることとし、この割合をそれぞれ2分の1と定めるものであります。改正条例は、第61条の2であります。

次のページに行きまして、13では居住用超高層建築物、建築基準法で言う60mを超えるいわゆるタワーマンションの固定資産税について区分所有者ごとの税額を算出する際に、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直しをするものであります。条例は、第63条の2であります。本町にはこの該当するものはございません。

14及び15は、災害に関する税制上の措置の常設化についての規定であります。ここで15の改正内容欄の訂正をお願いをしたいと思います。被災市街復興推進地域とありますけれども、この市街の後に地を入れてください。土地の地を入れてください。これは、被災地代替家屋等に係る課税標準の特例措置を創設するもので、災害減免等の規定をあらかじめ常設化するものであります。また、被災市街地復興推進地域

において被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を災害発生後4年度分  
に限り特例を適用するものであります。改正条例は、第63条の3及び  
第74条の2であります。

16の読みかえ規定は、法律改正にあわせて改正するもので、引用条  
項の改正であり、附則第10条の改正であります。

17につきましては、条例で定めることができるわがまち特例の創設  
であります。ここも資料の訂正をお願いしたいと思います。右側のほ  
うの条例欄の附則第10条の2第7項から第18項となっておりますけれ  
ども、これを第7項を第5項、第18項を第12項と訂正をお願いします。  
第5項から第12項となります。この改正は、特定事業所内保育施設及  
び緑地管理機構が設置、管理する市民緑地の課税標準の割合について  
それぞれ2分の1及び3分の2にする特例の創設であり、適用は補助  
開始の翌年から5年度分の適用とするものであります。そのほか引用  
条項の改正で、条例は附則第10条の2第5項から第12項であります。

18の新築住宅等に関する固定資産税の減免の適用を受けようとする  
場合の申告です。これも訂正をお願いしたいのですけれども、これも  
条例欄のところでございます。附則第10条の3第9項から第11項を第  
9項を第2項に、第11項を第10項に訂正をお願いしたいと思います。  
第2項から第10項というふうになります。この改正は、特定耐震基準  
適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅等の減額を受けようとするもの  
の申告についての規定を追加する改正案でありまして、附則第10条の  
3第2項から第10項の改正であります。

以上、固定資産税の改正であります。いずれも適用期日について  
は平成29年4月1日であります。

次、軽自動車税に関する改正でございます。19の税率の特例であ  
りますが、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例の適用期  
限を2年延長しまして、平成31年度分までとするものであります。条  
例は、附則第16条の改正でございます。

20の軽自動車税の賦課徴収の特例は、このエコカーの認定につつま  
しては国土交通大臣が認定するものでありますけれども、この認定が  
取り消された場合、また認定の申請に偽りがあったような場合も含ま  
れるわけでございますけれども、これによって税額に不足が生じる場  
合があります。この場合の納税義務者加算金、納期限の特例を定めた  
ものであります。納税義務者につきましては、このエコカーの申請を  
したメーカーとなりますし、加算金につきましては不足額の10%であ  
ります。条例は、附則第16条の2であります。適用時期につきましては  
は、平成29年4月1日であります。そのほかは文言の整理であります。

次に、附則第5条による改正であります。軽自動車税の環境性能  
割創設に伴う整理として、附則第16条の改正に伴う規定の整理としま  
して、引用条項の改正であります。これは、新旧対照表の30ページを

ごらんいただきたいと思います。表の改正でありまして、引用条項について変わっております。適用時期につきましては、平成31年の10月1日であります。

戻っていただきまして、次に附則の第6条による改正であります。第5条の改正と同様に軽自動車税の環境性能割創設に伴う整理で、法の改正によるものであります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩とさせていただきます。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

4

日程第4、議案第4号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第4号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正に伴いまして、条例を改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の35ページをお開きください。次のページ、36ページには新旧対照表を載せてございますけれども、35ページの改正の要旨で説明をいたします。これにつきましては、国民健康保険税の軽減の措置の拡充に伴う改正であります。表中の特定同一世帯所属者数とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方のことをいいます。初めに、5割軽減の軽減対象となります所得基準額、これを26万5,000円から27万円に引き上げをするものであります。また、2割軽減の算定でも軽減対象者となります所得基準額48万円から49万円に引き上げを行い、軽減措置の対象を拡充するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございまして、第1条

	<p>は施行時期で、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する          ものであります。</p> <p>第2条では、改正後の規定は、平成29年度分以降の年度分に適用し          まして、平成28年度分までは従前の規定によるものとするものであり          ます。</p> <p>以上、議案第4号の説明といたします。</p>
加納議長 清水議員	<p>これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水議員。</p> <p>今の軽減されるわけですが、この軽減によって恩恵を受ける5割軽          減、2割軽減のそれぞれの対象人数は何人ですか。</p>
加納議長 辻町民 課長	<p>町民課長。</p> <p>それでは、町民課長、辻よりお答えをさせていただきますが、28年          度4月1日現在の賦課状況で試算をしたところ、7割、5割の軽減の          世帯はございませんで、2割軽減の世帯で3世帯4人の方が対象にな          りまして、両方で約5万6,000円の軽減が見込まれるところでござい          ます。</p>
加納議長	<p>以上でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5・6 7・8	<p>日程第5、議案第5号「十勝環境複合事務組合同規約の変更につい          て」、日程第6、議案第6号「十勝環境複合事務組合の解散について」、          日程第7、議案第7号「十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分          について」、日程第8、議案第8号「十勝圏複合事務組合同規約の変更          について」、以上4件を関連議案とし、一括議題といたします。</p>
柴田 副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第5号から議案第8号までの各案件につきまして一括して説明          をいたします。</p> <p>これらの議案につきましては、十勝環境複合事務組合が十勝圏複合          事務組合に統合するために、地方自治法第290条の規定により議会の          議決を求めるものであります。</p> <p>最初に、議案第5号 十勝環境複合事務組合同規約の変更につしまし          ては、十勝環境複合事務組合が行っているし尿処理が管内全市町村と          なったことを受け、これまで構成市町村が同一となった場合には組織          の効率化に向け、統合などを進めた経緯を踏まえまして、十勝圏複合</p>

事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散があった場合に十勝圏複合事務組合が事務を承継するため組合規約の一部を改正しようとするものでありまして、新旧対照表につきましては資料の37ページのとおりであります。

次に、議案第6号 十勝環境複合事務組合の解散につきましては、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

次に、議案第7号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分につきましては、解散に際して組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものでありまして、この協議書につきましては次のページのとおりであります。

続きまして、議案第8号 十勝圏複合事務組合規約の変更につきましては、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに所要の整理を行うため、組合規約の全部を改正しようとするものであります。

なお、十勝圏複合事務組合規約の新旧対照表は、説明資料の38ページから記載をしてございます。複合事務組合と環境複合事務組合の規約を一緒にしたものが右側の欄の改正案であります。

以上、議案第5号から第8号までの説明といたします。

加納議長 これから一括して質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、一括して討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

9

加納議長 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

柴田副町長 日程第9、議案第9号「[辺地総合整備計画の策定について](#)」を議題といたします。  
朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。  
議案第9号 辺地総合整備計画の策定について説明をいたします。  
これは、上音更辺地に係る総合整備計画が平成28年度で終了したため、新たに5カ年計画を策定するものであります。道路や農業、教育などの公共的施設に必要な財政上の特別措置を受け、辺地とその他の地域との間における生活文化水準の格差是正を図ろうするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。  
次のページの最初の1の辺地の概況についてでございますけれども、これは記載のとおりであります。  
2の公共的施設の整備を必要とする事情は、道路では改良舗装、防雪対策について、農業経営近代化施設では排水路の整備、教育文化施設ではスクールバスの更新についてを主な公共的施設の整備の事情とし、内容につきましては下段に記載のとおりであります。  
事業費の総額は4億5,385万円で、財源内訳は補助等の特定財源が1億380万円、一般財源3億5,005万円で、そのうちの辺地債の予定額は1億8,300万円であります。  
整備計画の期間であります。最初に説明しました平成29年度から33年度までの5年間あります。  
以上、議案第9号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は19日午前10時から再開します。  
本日はこれにて散会します。

(午後 1時11分)